

2005年3月15日

権利保護基盤の強化に関する専門委員会 資料

日本IT特許組合 事務局長 生野^{しょうの}糧作

1. ソフトウェア産業における特許権

情報通信技術は、各産業に組み入れられ「製品、サービス、事業、産業のデジタルコンプレックス化」が急速に進みつつあり、その中核であるソフトウェア技術の重要性が益々高まっている。しかしながら、知的財産面から見たソフトウェア産業は、他の産業に比べ極めて遅れている。

- ・ ソフトウェア関連の上場企業219社の公開特許件数は、年率20%で増加しているが、94年～03年の10年間で公開件数3件以下が122社(0件68社)。
- ・ ソフトウェア専門家による出願件数は、ここ3年間を見てもソフトウェア関連特許の総出願件数の4%程度を占める程度にすぎない。

このような遅れは、主として次の要因が挙げられる。

- ・ 従来の受託開発中心のソフトウェア業界においては、プログラムの権利は、著作権で保護されており、また、権利は開発を委託された相手先のものという意識が強く、一部のパッケージベンダーを除いて特許出願に対しては消極的であった。
- ・ 従来、特許はハードウェアに関する技術を対象にしており、コンピュータプログラムは、2002年の法改正によって初めて特許の対象になることが明確化され、業界に浸透するのに時間を要している。

2. 特許先進企業の脅威

2000年ごろから特許先進企業である大手ハードウェアメーカは、自社特許の現金化を狙ったライセンス活動を強化し始め、独立系ソフトウェア企業に対する侵害警告が増加し、訴訟になるケースも増えている。

- ・ 対象になる特許は、主に80年代に取得し現在は実施されていないハードウェア関連特許。(ハードウェア関連特許によるソフトウェア関連技術の侵害警告)

これら大手ハードウェアメーカに加えてマイクロソフトはじめ外資系IT企業からの攻撃も増加が予想される。

3. 日本IT特許組合

日本IT特許組合は、これまで特許をはじめとする知的財産に関する経験や人材がいない独立系IT企業(特にソフトウェア専門家)にとって単独の「知財」部門は、大きな負担であり、共同の知財サービス機構が必要であるという認識の下、2001年3月に発足し、現在会員数は上場企業を含め25社。

- ・ 国内・海外の大手企業からの特許侵害警告に対する共同防衛
- ・ 自社の製品やサービス保全のための特許出願促進
- ・ 知財インフラ構築のための教育・研修と情報提供

4. 課題と要望

現状のソフトウェア産業構造の問題点である少数大企業の寡占化による縦構造を打破するため、業界の枠を超えて突出した技術や製品をもった企業が横連携していく動きも胎動しつつある当業界において、これらの技術や製品の権利保護はこれまで以上に重要かつ緊急な課題であり、解決策として以下を提案する。

1) 効率的特許出願の促進

- ・ 知財啓蒙、教育、情報提供など知財インフラ向上を目的に民間で行われている活動に対する支援
- ・ ソフトウェアに強い弁理士の養成（ 専門分野別弁理士資格）
- ・ 無駄な出願による無駄な費用、工数削減を目的とした、先行技術調査支援事業の出願時への適用
- ・ 中小・ベンチャー企業に対する一定の基準に基づく特許出願～登録、中間処理に関連する費用の補助（弁理士費用、印紙代）
- ・ ソフトウェア関連発明の簡潔で分かりやすい審査基準の公開（特にビジネス関連発明）
- ・ 技術のライフサイクルに合った審査期間

2) 特許侵害警告、訴訟などの対応

- ・ 中小・ベンチャー企業を対象にした自社技術、製品の関連特許調査費用の補助
- ・ 他社特許侵害リスクヘッジを目的としたロイヤルティ共済や保険の商品化に関する保険業界への働きかけ

3) 管理型知財信託業の組合組織への適用

知財の一括管理を目的とした管理型知財信託は、現在大企業の子会社知財の一括管理と TL0 を対象にしているが、当組合のような特定の分野の中小・ベンチャー企業の組合員にメリットがあり、組合や団体等への適用を要望する。

- ・ 中小・ベンチャー企業が適切な知財管理を行うことは、人員やシステムなどのコストがかかり、企業ごとに別々行うことは難しい。
- ・ 一括管理することにより大企業の侵害警告などに対抗できる知財ポートフォリオの構築が可能となる。
- ・ この分野に強い弁理士、弁護士と提携し会員企業の特許・商標出願～登録、中間処理などのサービス実績がある。